

第68期 定時株主総会招集ご通知

日時 平成30年4月26日（木曜日）
午前10時

場所 大阪府中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階 旬北 シュンキタ

目次

■ 第68期定時株主総会招集ご通知	1
■ 添付書類	
事業報告	2
連結計算書類	17
計算書類	27
監査報告書	36
■ 株主総会参考書類	39
議案 剰余金処分の件	



(証券コード 3955)
平成30年4月10日

株 主 各 位

大阪市中央区内本町二丁目1番13号

株式
会社 **イムラ封筒**

代表取締役社長 井 村 優

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年4月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年4月26日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号

シティプラザ大阪 2階 匂北

（裏面記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 1 第68期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 - 2 会計監査人および監査役会の第68期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類につき、修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.imura.co.jp>）に掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(平成29年2月1日から
平成30年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策、日銀の金融緩和策および好調な世界経済を背景とした企業収益の改善ならびに雇用・所得環境の改善もあり、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境は、需要動向の指標となる普通通常郵便物およびメール便の総利用通数は9月以降徐々に回復の兆しを見せるものの、依然として前年実績をやや下回っており、需要回復が期待されるダイレクトメール市場も、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によると、広告業（折込み・ダイレクトメールの郵便料等）の実績は前年を下回る水準で推移するなど、厳しい状況が続いております。一方で、通販市場は、アパレル通販やBtoB通販の伸張を背景に、堅調な動きを見せております。

このような情勢のもと、当社グループは、「Give & Give & Give（全ての人に最高の付加価値を届け続ける）」をテーマに掲げ、お客様に満足いただけるソリューションサービス分野への取り組みを、全社を挙げて進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、封筒事業の減収を堅調なメーリングサービス事業およびその他の事業の増収で吸収し、226億24百万円（前期比0.1%増）と前期比微増となりました。損益面につきましては、日銀による低金利政策を背景とした割引率の低下による退職給付費用の負担増、営業力強化を意図した東京事務所（現東京本社）の移転や従業員の処遇改善の実施などにより、営業利益は5億1百万円（前期比8.6%減）、経常利益は5億98百万円（前期比1.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億14百万円（前期比0.8%増）となりました。

事業内容別の業績は、次のとおりであります。

封筒事業

エリア戦略として首都圏における売上の拡大を図るべく、既存得意先への深耕および新規開拓に努めてまいりましたが、低調な需要環境の影響もあり、売上高は177億64百万円（前期比1.1%減）となりました。損益面では、上述の労務人件費等の増加や減収の影響がありましたが、原材料費の抑制や内製化を進めた結果、営業利益は3億30百万円（前期比1.6%増）となりました。

メーリングサービス事業

企業のアウトソーシング需要が高まる中、ビジネスプロセスアウトソーシング（BPO）市場における販売力強化を進めたことに加え、選挙関連サービスの計上もあって、売上高は30億81百万円（前期比6.5%増）となりました。損益面では、サービス領域拡充に向けた設備投資に伴う償却負担増や人員増による労務人件費の増加などにより、営業利益は62百万円（前期比41.2%減）となりました。

その他

情報システム事業および封入機の製造販売を手掛ける子会社の業績が堅調に推移したことにより、売上高は17億79百万円（前期比2.5%増）となりました。営業利益は子会社における販売管理費の増加などにより、1億4百万円（前期比8.9%減）となりました。

[事業内容別売上高]

事業	売上高	構成比	前期比増減(△)
封筒事業	17,764 百万円	78.5 %	△1.1 %
メーリングサービス事業	3,081	13.6	6.5
その他	1,779	7.9	2.5
合計	22,624	100.0	0.1

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、お客様の多様なニーズへの対応とコスト競争力の強化を図るとともに、製品のさらなる品質向上を目的として、設備の増設・更新および改善・改良等を行い、総額9億26百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金および運転資金につきましては、自己資金および金融機関よりの借入金等をもって充当し、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

当連結会計年度末の借入金残高は、有利子負債の圧縮を進めた結果、前連結会計年度末に比べ1億63百万円減少し、39百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、政府の経済政策による下支えなどもあって緩やかな成長が期待される一方で、世界経済の不確実性や地政学的リスクの高まりなどもあり、先行き不透明な状況で推移するものと予想されます。

当社グループを取り巻く環境は、ダイレクトメール需要の回復が遅れていることに加え、封書需要も請求書のWeb化やはがき化などにより弱含みで推移しており、またコスト面では段ボール価格や運搬費の上昇も懸念されることから、依然として予断を許さない状況が続くものと思われまます。

このような情勢のもと、当社グループは7月に創業100周年を迎えるにあたり、次の100年に向けてさらなる成長を図るべく、3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。「私たちは次の100年もコミュニケーション分野において最高の付加価値を提供します。そして全ての人の笑顔に貢献します。」を中期経営計画の経営ビジョンとして制定し、「Give & Give (全ての人に最高の付加価値を届け続ける)」の精神に基づき、以下に掲げる7項目を基本方針として企業価値の向上に取り組んでまいります。

- 付加価値の創造の限りない追及
- 事業領域の拡大を中心とした事業構造の変革推進
- 市場規模に柔軟に対応可能な生産体制の構築
- 生産システム全般の効率化推進
- 企業価値を創出するグループガバナンス体制の整備
- 働き方改革のさらなる推進と人材育成プログラムの充実による組織の活性化
- 創業100周年事業を通じた社内の一体感の醸成および企業認知度の向上

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

期 別	第 65 期	第 66 期	第 67 期	第 68 期
項 目	(平成27年1月期)	(平成28年1月期)	(平成29年1月期)	当連結会計年度 (平成30年1月期)
売 上 高(百万円)	22,171	23,196	22,593	22,624
経 常 利 益(百万円)	373	681	609	598
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	139	500	411	414
1株当たり当期純利益(円)	13.02	46.90	39.13	40.24
総 資 産(百万円)	20,041	18,686	17,832	17,608
純 資 産(百万円)	12,077	12,433	12,251	12,895
1株当たり純資産(円)	1,128.49	1,162.42	1,187.46	1,247.55

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。また、小数点第2位未満は四捨五入で表示しております。
2. 平成28年8月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第65期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(6) 子会社等の状況

1) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
東 杏 印 刷 株 式 会 社	20 ^{百万円}	100.0 %	医療機関用印刷物の製造販売および医療機関用諸物品の販売
株式会社メトロテック	30	95.0	機械器具の自動制御装置および電子回路の設計製造販売

2) 関連会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは以下のとおり、封筒の製造・販売を中核として、レスポンスアップが期待できるダイレクトメールを提案するメーリングサービス事業、その他の事業として、企業のコンピュータ活用をサポートする情報システム事業および子会社による諸事業を行っております。

事業	主要な製品名または事業内容
封筒事業	一般事務用封筒、セロ窓封筒、プラ窓封筒、グラシン窓封筒、個人情報保護対応封筒、エンボス封筒、再生紙封筒、間伐材封筒、フィルム封筒、タイベック封筒、ガセット封筒、角底封筒、窓口サービス用封筒、チケット入れ袋、募金袋、レントゲン袋、薬袋、クイックオープナー、リターンエース、返信専用封筒、大型洋封筒、メモルダール、お茶殻入り封筒、不織布製の封筒・造園資材等
メーリングサービス事業	印刷物・SP商品等の封入・梱包およびその発送業務の代行 ダイレクトメールの企画・制作とその発送業務の代行 顧客リストの管理業務、データプリントサービス メディアマッチング業務、キャンペーン事務局等
その他	コンピュータ・その他OA機器等の販売および保守管理、オリジナルソフト・パッケージソフトの開発、コンピュータ導入に伴う各種支援等 医療機関用印刷物の製造販売および医療機関用諸物品の販売 機械器具の自動制御装置および電子回路の設計製造販売等

(8) 営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
当 社			
本 社	大阪市中央区	奈 良 新 庄 工 場	奈良県葛城市
営 業 統 括 部	東京都港区	御 所 工 場	奈良県御所市
大 阪 営 業 統 括 部	大阪市中央区	相 模 原 工 場	神奈川県相模原市
代 販 営 業 部	大阪市中央区	筑 波 工 場	茨城県常総市
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中区	都 城 工 場	宮崎県都城市
メーリングソリューション部	東京都港区	山 口 美 和 工 場	山口県岩国市
情報システム事業部	奈良県葛城市		
昭 島 事 業 所	東京都昭島市	子 会 社	
平 野 事 業 所	大阪市平野区	東 杏 印 刷 株 式 会 社	東京都練馬区
		株式会社メトロテック	埼玉県戸田市

(注) 平成30年2月1日付で、営業力の強化と顧客サービスの向上、ならびに人材採用の促進を図るため、営業統括部が所属する東京事務所を東京本社に改称し、大阪との二本社体制といたしました。また、営業部門の組織改編に伴い、営業統括部をパッケージソリューション営業統括部、大阪営業統括部を西日本営業統括部、メーリングソリューション部をメーリングソリューション営業統括部、名古屋営業所を名古屋営業部に名称変更いたしました。

(9) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員

事業	従業員数	前連結会計年度末比増減(△)
封筒事業	623名	△24名
マーリングサービス事業	106名	12名
その他	78名	△5名
全社(共通)	42名	—
合計	849名	△17名

- (注) 1. 上記従業員の他に116名のパートタイマーを雇用しております。
2. 全社(共通)として記載した従業員数は、特定の事業内容に区分できない管理部門に属しているものであります。

2) 当社の従業員

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
783名	△13名	41.0歳	18.1年

- (注) 上記従業員の他に110名のパートタイマーを雇用しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	20 百万円
株式会社みずほ銀行	9
株式会社東京都民銀行	5
株式会社三井住友銀行	5

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1) 発行可能株式総数 | 38,000,000株 |
| 2) 発行済株式の総数 | 10,729,370株(自己株式428,771株を含む) |
| 3) 株主数 | 2,080名(前期末比424名増) |
| 4) 1単元の株式数 | 100株 |
| 5) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
イムラ封筒社員持株会	795,752株	7.72%
井村優	415,500	4.03
有限会社ケイ・アンド・アイコーポレーション	385,250	3.74
井村達男	367,000	3.56
有限会社アイ・エム興産	358,750	3.48
井村守宏	356,000	3.45
井村美和	300,000	2.91
日本紙パルプ商事株式会社	300,000	2.91
井村光一	279,000	2.70
井村美保子	254,500	2.47

- (注) 1. 当社は自己株式を428,771株保有していますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は自己株式数(428,771株)を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

- 1) 当社が会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 および数	発行価額 (新株予約権1個あたり)	行使価額 (株式1株あたり)	行使期間
2016年度 第1回 新株予約権	平成28年 9月2日	481個	普通株式 48,100株	36,400円	1円	平成28年 9月3日から 平成68年 9月2日まで
2017年度 第2回 新株予約権	平成29年 6月5日	528個	普通株式 52,800株	43,400円	1円	平成29年 6月6日から 平成69年 6月5日まで

事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類および数	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
2016年度 第1回 新株予約権	481個	普通株式 48,100株	8人	481個	—	—	—	—
2017年度 第2回 新株予約権	528個	普通株式 52,800株	10人	528個	—	—	—	—

- 2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 会長	井 村 守 宏	
代表取締役 社長	井 村 優	
専務取締役	射手矢 政 信	営業本部長兼東京事務管理部長
常務取締役	吉 川 伸 昭	製造本部長、環境保全対策担当
取締 役	食 野 直 哉	管理本部長兼経営企画部長、子会社担当
取締 役	山 下 登志夫	営業副本部長兼営業統括部長
取締 役	梶 康 博	営業副本部長兼営業企画推進部長
取締 役	前 田 晋 二	人事部長
取締 役	炭 家 裕 之	技術部長
取締 役	山 田 実	総務部長
取締 役	白 田 敬	株式会社JET Academyエグゼクティブ・パートナー、 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス取締役
常勤 監査 役	福 塚 昌 義	
監 査 役	山 田 拓 幸	山田公認会計士事務所代表、株式会社タカショー社外取締役
監 査 役	清 水 健 一	株式会社ラブキャリアグループ会長、株式会社東京一番フーズ監査役

- (注) 1. 取締役白田敬氏は社外取締役であります。
 2. 監査役山田拓幸および清水健一の各氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役白田敬氏、監査役山田拓幸氏、清水健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役山田拓幸氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 平成29年4月27日開催の第67期定時株主総会において、炭家裕之および山田実の各氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役全員は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金8百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	11 (1)	157 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	22 (9)
計 (うち社外役員)	14 (3)	179 (17)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成12年4月開催の第50期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 期末現在の人員は、取締役11名（社外取締役1名）、監査役3名（社外監査役2名）であります。
4. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額23百万円（取締役10名）を含めております。

4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役白田敬氏は、株式会社JET Academyエグゼクティブ・パートナー、株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス取締役をそれぞれ兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役山田拓幸氏は、山田公認会計士事務所代表、株式会社タカショー社外取締役をそれぞれ兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役清水健一氏は、株式会社ラブキャリアグループ会長、株式会社東京一番フーズ監査役をそれぞれ兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- #### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
- 該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	白 田 敬	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	山 田 拓 幸	当事業年度開催の取締役会12回、監査役会15回全てに出席し、公認会計士、税理士としての専門的見地から、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	清 水 健 一	当事業年度開催の取締役会12回、監査役会15回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に係る報酬額 21百万円

公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務に係る報酬額 ー百万円

当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 21百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の定めに基づいた同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的に区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制および方針

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の基本方針として、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しており、規程、組織、体制などの内部統制システムの整備に努めております。

- 1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）は、（当社グループの事業活動に関連するあらゆる）法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、企業行動憲章の他、例えば組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、諸管理規程等の規程類を定め、取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。
 - ② 当社グループの取締役会は、原則として月1回以上これを開催し、取締役会規則の定めに従い、法令及び定款に適合することを確認した上で業務執行についての重要事項を決定する。
 - ③ 当社グループの取締役及び使用人が業務執行に際し、法令及び定款の遵守がより一層図られる体制を整備するため、当社総務部にCSR課を設置する。
 - ④ 業務の執行に関して、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に違反し、社会並びに当社に不利益を及ぼす疑いのある事象を発見した場合に、通報できる窓口を設置するなど、内部通報制度を整備する。
 - ⑤ 当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を排除し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録等）は、取締役会規則、常務会規則、文書管理規程、情報セキュリティマネジメント規程等の定めに従い記録した後、適切に保存及び管理する。
 - ② 取締役及び監査役は、記録された情報を常時閲覧できるものとする。
 - ③ 法令、証券取引所の適時開示規則及び重要情報管理規程に則り、開示すべき情報は、速やかに開示を行う。
- 3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループは、事業等のリスクに関しては、当社担当取締役管掌のもと、リスク管理委員会が、リスクアセスメントを行い、予防・対策の立案、実施、見直しを継続的に実施する体制を整備する。

- ② 当社グループの情報セキュリティリスクに関しては、当社担当取締役管掌のもと、情報セキュリティ委員会が、情報セキュリティマネジメント規程及び情報セキュリティ取扱細則に従い、情報の機密性、完全性、可用性を確保する体制を整備する。
 - ③ 当社グループの災害リスクに関しては、当社リスク管理委員会の主導で、危機管理規程に基づく事業継続計画を策定し、管理体制を整備する。さらに、事業継続計画が有効に機能するか、有事を想定し定期的に教育並びに模擬訓練を実施する。
- 4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役会は、経営上の重要な意思決定及び職務執行の監視を行う。また、必要に応じて各種委員会等で事前審議の上、決議機関に上程することで職務執行の効率を確保する。
 - ② 当社は取締役会の機能を強化するため、執行役員を加えた常務会を月1回以上開催し、業務執行に関わる意思決定を機動的に行う。
 - ③ 当社グループの取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく年度計画・予算の審議、決定を行う。
 - ④ 当社グループ取締役会決議に基づく業務執行は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により、それぞれの部門の責任者が適切に権限委譲する。
- 5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は企業集団における業務の適正を確保するため、子会社担当取締役が子会社の自主性を尊重しつつ関係会社管理規程に基づき、子会社を統括する。
 - ② 子会社担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、子会社に四半期ごとに経営状況の報告を求め、必要に応じて訪問指導する。
 - ③ 監査部は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長に報告の上、必要に応じて被監査部門の責任者に対して、内部統制の改善策についての助言を行う。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は代表取締役と協議をし、補助すべき使用人を指名することができる。
 - ② 指名された補助使用人の指揮権は、補助すべき期間中、監査役に委譲されたものとし、当該期間中の補助使用人の評価は監査役が行う。
 - ③ 補助使用人の解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する。

- 7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法令に定める事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく通報状況及びその内容を速やかに報告する。
 - ② 当社グループは、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を構築する。
 - ③ 子会社の監査役が、当該報告を受けた場合には、当社の子会社担当取締役及び監査役会に報告する体制を構築する。
- 8) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び常務会に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - ② 監査役は、取締役及び執行役員等重要な各使用人との個別ヒアリングの機会を定期的に設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は次のとおりです。

1) 重要な会議の開催状況

当事業年度における主な重要会議の開催状況は、次のとおりです。

取締役会は12回開催され、当社と利害関係を有しない社外監査役が常時出席し取締役職務執行の適法性および効率性を高めました。その他、当社幹部で運営する常務会および部長会を毎月開催し、当社グループの課題などについて討議いたしました。加えて、情報セキュリティ委員会を11回、リスク管理委員会を11回開催しそれぞれ情報セキュリティリスクおよび危機管理に関する課題の把握とその対応策の検討を行いました。

- 2) 従業員への教育、訓練
年間計画に基づき総務部C S R課が中心となりコンプライアンス研修を実施いたしました。その他、危機管理対策として従業員の安否確認システムを導入しており、災害を想定した訓練を実施いたしました。
- 3) 内部監査の実施
監査部は、年間の監査計画に基づき、当社各部門および当社子会社の内部監査を実施いたしました。
- 4) 財務報告に係る内部統制について
当社グループの全社統制、業務プロセス統制、I T統制、決算財務統制の整備と運用状況を評価するため総務部C S R課に事務局を置き適正に実施いたしました。
- 5) 監査役の職務の執行について
監査役は、当社各部門および当社子会社の監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員に対して面談を実施し、定期的に意見交換を実施いたしました。また、会計監査人、監査部とも定期的に意見交換会を開催し積極的に連携を図っております。
- 6) 反社会的勢力排除について
当社契約書に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、各種機関および顧問弁護士の協力を得て総務部を中心に継続的に情報を収集する取り組みを実施いたしました。

(注) 平成30年2月1日付で総務部C S R課は経営企画部C S R課に組織変更いたしました。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額および株式数は、特に注記しております箇所を除いては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,154	流動負債	4,116
現金及び預金	2,698	支払手形及び買掛金	1,509
受取手形及び売掛金	3,280	電子記録債務	993
電子記録債権	529	1年内返済予定の長期借入金	39
商品及び製品	500	未払金	400
仕掛品	237	未払法人税等	189
原材料及び貯蔵品	348	賞与引当金	383
繰延税金資産	174	その他の他	600
その他	388	固定負債	596
貸倒引当金	△3	繰延税金負債	55
固定資産	9,453	退職給付に係る負債	126
有形固定資産	7,632	資産除去債務	112
建物及び構築物	1,559	その他の他	301
機械装置及び運搬具	1,945	負債合計	4,712
リース資産	295	(純資産の部)	
土地	3,655	株主資本	12,142
建設仮勘定	42	資本金	1,197
その他	134	資本剰余金	1,365
無形固定資産	60	利益剰余金	9,786
投資その他の資産	1,761	自己株式	△207
投資有価証券	1,185	その他の包括利益累計額	708
繰延税金資産	14	その他有価証券評価差額金	406
その他	567	退職給付に係る調整累計額	302
貸倒引当金	△6	新株予約権	34
		非支配株主持分	10
		純資産合計	12,895
資産合計	17,608	負債及び純資産合計	17,608

連結損益計算書

(平成29年 2月 1日から
平成30年 1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	22,624
売上原価	17,872
売上総利益	4,752
販売費及び一般管理費	4,250
営業利益	501
営業外収益	
受取利息及び配当金	33
売却電気の収入	9
その他の収入	72
営業外費用	
支払電料費	2
その他の費用	6
経常利益	18
特別利益	598
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	44
補助金の収入	46
特別損失	
固定資産売却損	1
固定資産除却損	21
減損損失	5
固定資産圧縮損	47
その他の損失	0
税金等調整前当期純利益	77
法人税、住民税及び事業税	611
法人税等調整額	234
当期純利益	△39
非支配株主に帰属する当期純利益	195
親会社株主に帰属する当期純利益	416
	1
	414

連結株主資本等変動計算書

(平成29年 2月 1日から
平成30年 1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,197	1,365	9,475	△207	11,830
当期変動額					
剰余金の配当			△103		△103
親会社株主に帰属する 当期純利益			414		414
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	311	△0	311
当期末残高	1,197	1,365	9,786	△207	12,142

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	345	55	400	10	9	12,251
当期変動額						
剰余金の配当						△103
親会社株主に帰属する 当期純利益						414
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	60	246	307	23	1	333
当期変動額合計	60	246	307	23	1	644
当期末残高	406	302	708	34	10	12,895

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………2社

連結子会社の名称……………東杏印刷株式会社
株式会社メトロテック

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) たな卸資産……………主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

a リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

b リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした、残存価額を零とする定額法

2) 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - 1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 2) 賞与引当金
従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - 1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - 2) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - 1) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、原則として5年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度において全額償却しております。
 - 2) 重要なヘッジ会計の方法
 - a ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
 - b ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務
 - c ヘッジ方針
社内規程に基づき、為替リスクを軽減するため実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。
 - d ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
 - 3) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

II. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

当連結会計年度より「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を適用しております。

III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

その他(流動資産)	253百万円
建物及び構築物	860百万円
機械装置及び運搬具	810百万円
土地	1,568百万円

担保に係る債務の金額

手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務	207百万円
------------------------	--------

1年内返済予定の長期借入金	9百万円
---------------	------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	22,624百万円
-------------------	-----------

3. 偶発債務

被 保 証 者	金 額	内 容
ファンタスティック・ファンディング・コーポレーション	207百万円	手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	10,729,370株	—	—	10,729,370株
自己株式				
普通株式	428,721株	50株	—	428,771株

(注) 自己株式の増加50株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年4月27日 定時株主総会	普通株式	103	利益剰余金	10.00	平成29年 1月31日	平成29年 4月28日

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年4月26日 定時株主総会	普通株式	123	利益剰余金	12.00	平成30年 1月31日	平成30年 4月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 100,900株

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及び設備投資計画から策定した資金計画に基づき必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用しております。デリバティブ取引は、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に基づき取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、取引先の信用状況の把握に努めております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、全て1年以内に支払期日が到来するものであります。

外貨建ての金銭債務は、為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約などを利用してヘッジしております。

借入金は、固定金利で調達しており、金利の変動リスクを回避しております。

なお、営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成し、手元流動性の維持を図るなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	2,698	2,698	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,280	3,280	－
(3) 電子記録債権	529	529	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,018	1,015	△3
資産計	7,526	7,523	△3
負債			
(5) 支払手形及び買掛金	1,509	1,509	－
(6) 電子記録債務	993	993	－
(7) 1年内返済予定の 長期借入金	39	39	－
(8) 未払金	400	400	－
負債計	2,943	2,943	－
(9) デリバティブ取引	－	－	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、株式形態のゴルフ会員権については、取引所の市場価格がないため、連結貸借対照表計上額は帳簿価額によっており、時価は業者間の取引相場表等に基づく価額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 1年内返済予定の長期借入金、(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額167百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,247円55銭
2. 1株当たり当期純利益	40円24銭

貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,530	流動負債	3,957
現金及び預金	2,338	支払手形	27
受取手形	313	電子記録債務	993
電子記録債権	525	買掛金	1,397
売掛金	2,840	1年内返済予定の長期借入金	34
商品及び製品	442	未払金	397
仕掛品	209	未払法人税等	178
原材料及び貯蔵品	295	賞与引当金	370
繰延税金資産	161	その他	558
その他	405	固定負債	899
貸倒引当金	△2	退職給付引当金	493
固定資産	9,859	資産除去債務	108
有形固定資産	7,431	その他	298
建築物	1,447	負債合計	4,857
構築物	85	(純資産の部)	
機械装置	1,945	株主資本	12,092
車両運搬具	0	資本金	1,197
工具、器具及び備品	129	資本剰余金	1,363
土地	3,484	資本準備金	1,363
リース資産	295	利益剰余金	9,738
建設仮勘定	41	利益準備金	299
無形固定資産	58	その他利益剰余金	9,439
投資その他の資産	2,370	別途積立金	8,000
投資有価証券	1,185	特別償却準備金	28
関係会社株式	581	繰越利益剰余金	1,411
繰延税金資産	76	自己株式	△207
その他	532	評価・換算差額等	406
貸倒引当金	△5	その他有価証券評価差額金	406
		新株予約権	34
		純資産合計	12,533
資産合計	17,390	負債及び純資産合計	17,390

損益計算書

(平成29年 2月1日から
平成30年 1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	21,381
売上原価	17,060
売上総利益	4,321
販売費及び一般管理費	3,895
営業利益	426
営業外収益	
受取利息及び配当金	44
売却電気の収入	9
その他	67
営業外費用	
支払電気の費用	2
その他	6
その他	10
経常利益	18
特別利益	529
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	44
補助金の収入	46
特別損失	
固定資産売却損	1
固定資産除却損	21
減損損失	5
固定資産圧縮損	47
その他	0
税引前当期純利益	77
法人税、住民税及び事業税	213
法人税等調整額	△18
当期純利益	195
	346

株主資本等変動計算書

(平成29年 2月 1日から
平成30年 1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					利益剰余金 合計
					別途 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,197	1,363	1,363	299	8,000	35	1,160	9,495	△207	11,848
当期変動額										
剰余金の配当							△103	△103		△103
特別償却準備金の取崩						△7	7	－		－
当期純利益							346	346		346
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△7	250	243	△0	243
当期末残高	1,197	1,363	1,363	299	8,000	28	1,411	9,738	△207	12,092

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	345	345	10	12,204
当期変動額				
剰余金の配当				△103
特別償却準備金の取崩				—
当期純利益				346
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	60	60	23	84
当期変動額合計	60	60	23	328
当期末残高	406	406	34	12,533

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式……移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、情報システム事業における製品及び仕掛品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

1) リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした、残存価額を零とする定額法

(2) 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替リスクを軽減するため実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

当事業年度より「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を適用しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

その他（流動資産）	253百万円
建物	848百万円
構築物	12百万円
機械装置	810百万円
土地	1,568百万円

担保に係る債務の金額

手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務	207百万円
------------------------	--------

1年内返済予定の長期借入金	9百万円
---------------	------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,202百万円

3. 偶発債務

被保証者	金額	内容
ファンタスティック・ファンディング・コーポレーション	207百万円	手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務

4. 関係会社に対する金銭債権 35百万円

5. 関係会社に対する金銭債務 5百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

関係会社との営業取引による取引高の総額	126百万円
---------------------	--------

関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額	12百万円
--------------------------	-------

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	428,721株	50株	—	428,771株

(注) 自己株式の増加50株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1百万円
賞与引当金	114百万円
未払社会保険料	14百万円
未払事業税	19百万円
退職給付引当金	180百万円
長期未払金	59百万円
投資有価証券評価損	31百万円
資産除去債務	33百万円
減損損失	54百万円
その他	68百万円
評価性引当額	△155百万円
繰延税金資産合計	422百万円

繰延税金負債

特別償却準備金	△12百万円
その他有価証券評価差額金	△163百万円
その他	△8百万円
繰延税金負債合計	△184百万円

繰延税金資産の純額

237百万円

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産－繰延税金資産	161百万円
固定資産－繰延税金資産	76百万円

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
有限会社アイ・エム興産	(被所有) 直接 3.48 間接 —	なし	保険料の 支払	25	未払金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

保険料の支払については、通常の保険契約に基づき保険料の決定を行っております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,213円36銭
2. 1株当たり当期純利益	33円66銭

独立監査人の監査報告書

平成30年3月7日

株式会社イムラ封筒
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 徳 丸 公 義 ㊞
業 務 執 行 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 田 邊 太 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イムラ封筒の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イムラ封筒及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年3月7日

株式会社イムラ封筒
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 徳 丸 公 義 ㊞
業 務 執 行 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 田 邊 太 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イムラ封筒の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月14日

株式会社 イムラ 封筒 監査役会

常勤監査役	福	塚	昌	義	Ⓔ
社外監査役	山	田	拓	幸	Ⓔ
社外監査役	清	水	健	一	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金処分の件

利益配分は企業経営にとって最重要事項の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績動向、財務状況、将来のための投資に必要な内部留保などを総合的に勘案したうえで決定することを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に加え、純利益の進捗状況も勘案いたしました結果、次のとおりとさせていただきます。存じます。

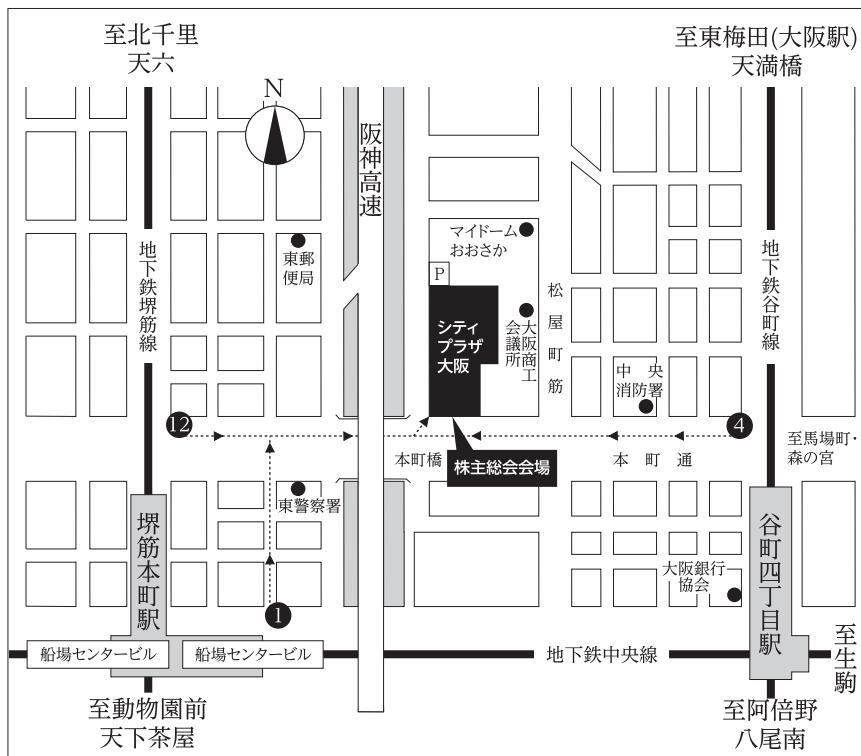
期末配当に関する事項

- 1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金12円 総額123,607,188円
- 3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年4月27日

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区本町橋 2番31号
シティプラザ大阪 2階 旬北
TEL (06) 6947-7888



■会場への交通

- ・地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 1号、12号出口より徒歩約6分
- ・地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 4号出口より徒歩約7分
- ・当日は、会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮し、植物油インキを使用しております。